

令和3年度第12回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年3月10日(木)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	無し
出席推進委員	森中喜輝委員 山中春夫委員 三島通政委員 大塚清徳委員 小林正美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 本池実委員 福島公明委員 田中英省委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について オ 第5号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について

- カ 第6号 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について
- キ 第7号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- ク 第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後2時25分

議長（田邊会長）

第12回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号議席番号1番の生田委員と議席番号2番の泉委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、ありません。

審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

ございません。

議長（田邊会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ、番号59の大篠津町から5ページ番号65の日下について、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号59番の大篠津町について説明いたします。申請地は、氷温研究所近くにあり畑1筆、991平方メートルの農地です。受人の希望で隣接農地を合意し、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は127アールです。

番号60番の奥谷について説明いたします。申請地は、奥谷の農業集落排水施設近くにあり田1筆、227平方メートルの農地です。

隣接農地の耕作者と、この度合意され、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は114アールです。

番号61番の淀江町小波について説明いたします。申請地は、大和保育園東に位置します田1筆、810平方メートルの農地です。この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は86アールです。

番号62番から番号64番の両三柳について説明いたします。申請地は、いずれも両三柳地内の道路工事で分筆された農地を隣接耕作者に売買で農地を取得させようとするものです。番号62番について、取得後の経営面積は67アールです。番号63番について、取得後の経営面積は60アールです。番号64番について、取得後の経営面積は31アールです。62番及び63番は工事完了後の3年後から耕作を開始される予定です。

番号65番の日下について説明いたします。申請地は、産業技術センター北に位置します、現況地目畑1筆、925平方メートルの農地です。受人の希望でこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は136アールです。

3条許可案件は、以上7件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号59の大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

本池推進委員

現地調査は、2月18日に角農業委員、本池推進委員で行いました。受人は白ネギ農家の専業農家でありまして、許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（田邊会長）

番号60の奥谷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

小林正美推進委員

番号60の奥谷について説明いたします。現地調査は2月26日に岩佐農業委員、小林正美推進委員で行いました。良く管理されていてきれいになっていて問題無いと思われしますので、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号61の淀江町小波について、担当委員さんから補足があればお願いします。

富田農業委員

番号61の議案についてご説明します。現地調査は2月20日に富田農業委員、長澤推進委員で行いました。所有者さんが亡くなられて、管理していた耕作者の方が買われて管理するということで、許可については問題無いと考えるのでよろしく願いします。

議長（田邊会長）

番号62の両三柳から5ページ番号64の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大縄農業委員

補足します。これは道路工事の関係で縁にちょっと残った田んぼを県が買い上げていたものです。ちょっとだけですので、特に問題はあ

りません。

議長（田邊会長）

番号65の日下について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

65番の議案について補足しておきます。譲受人は当該地の隣地で梨を栽培しているんですけども、梨の木が古くなって、隣接の本物件を購入して新しく苗木を植えて、ジョイント方式で規模拡大を図ろうとする計画です。譲渡人と売買が成立し、本件申請に至ったものです。現地確認は2月28日に行いました。木々の抜根等もされており、きれいに管理されておりました。問題は無いと思われまますので、よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

62番、63番、64番について、県のという事だけれど、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

事務局（妹尾係長）

事務局の方から説明させていただきます。元あった田んぼを分筆したものを県が買って、公民館横に道路を造った残地でございます。

議長（田邊会長）

分りましたか。

矢倉農業委員

県が持ってて、買ってごせって言ったわけか。

事務局（妹尾係長）

県はそれぞれの地権者さんから買われて、道路を設計施工されて、残った部分について隣接耕作者の方に売買をされるというものです。

森中農業委員

新しい道路が付く計画になっていて、県が前もって買収をして、その買収したものを最終的に道路から余った部分を隣接耕作者が買ったんだという事でしょ。

事務局（妹尾係長）

そのとおりでございます。

議長（田邊会長）

分りましたか。分かったと思いますんで、よろしいですか。他に何かありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の（3）のエの（イ）の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。7ページ、番号4の河崎の案件につきましては、13ページ議案第4号番号110の河崎と関連しますので、併せて審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

失礼します。先に事務局より事業計画変更申請4番について説明いたします。詳細は議案のとおりです。場所につきましては画面をごらんください。本申請地につきましては、令和3年8月25日付で、駐車場及び資材置場で転用許可がでておりました。しかし許可後に事業計画が変わり、イベントの際に来客用駐車スペースが不足すること、また、近い将来、現在の会社敷地内で本社の建て替えをすることとなり、当初の計画より大幅に駐車スペースを確保する必要性が生じました。昨年8月に転用許可が出た場所も現時点で未着工であり、新たに5条申請の出ている部分と同時に着工する予定です。なお、被害防除計画等につきましては、引き続き、担当委員様からご説明されます。事務局からは以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

110番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、令和3年8月に転用許可済みの土地と合わせて駐車場を計画したものです。3月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高100cmの盛土造成を行い、砕石を敷きます。擁壁として隣地境界にL型擁壁高さ100cmから150cmを設置します。雨水の排水について、30cm角の浸透枿を5か所設置し、地下浸透とする計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、7ページ、議案2号番号4の河崎について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、13ページ、議案第4号番号110の河崎について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは9ページ、番号7の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

7番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。彦名小学校と北斗中学校の

近くで、転用目的は、申請者自身の一般住宅を計画したものです。現在既存の住宅に住まいされておりますが、高齢のため使い勝手が悪くなり生活に支障が出ているということで、今回裏の畑を利用してバリアフリー対応の住宅を計画したものでございます。なお既存住宅は近い将来、ご子息が帰郷し住む予定でございます。3月2日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、30cmから50cmの盛土造成を行います。隣地境界には、北東、南西の隣地境界に土留板を埋設し、北西の隣地境界に芝生を張り、法面の保護を行います。雨水の排水について、地下浸透、及び深さ30cmで多孔管を埋設し自然流下で残地の畑地へ誘導し放流します。汚水の排水について、既存の住宅の汚水枿へ接続し、公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、農業用道路通行に係る同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページをお願いします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、11ページ、番号103の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

103番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月25日に角農業委員、本池推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高20cmの盛土造成を行います。

擁壁として隣地境界にコンクリートブロック高さ20cmを3段設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500m以内に駅、市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号104の彦名町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

104番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、祖父から土地を借りて、一般住宅を計画したものです。3月2日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、40cm程度の盛土造成を行います。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック高さ20cmを3段設置し、南東側は土羽打ちをします。雨水の排水について、敷地内の既設水路から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号105安倍から13ページ番号110の河崎について、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

105番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。譲受人は、転用申請地に隣接する会社の社長個人として、会社への貸駐車場を計画したものです。3月1日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高20cmの盛土造成を行い、擁壁として隣地境界にL型擁壁60cmを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分について、〇〇は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で3種農地に該当します。〇〇は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

大縄農業委員

106番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。転用面積は、126.93平方メートルですが、住宅敷地としては画面のとおり、もともと宅地であった部分も含めまして312.85平方メートルとなります。3月2日に大縄委員、山中委員、公本委員、竹中委員と事務局で、現地確認を行いました。

造成計画は、最高40cmの盛土造成を行い、隣地境界は土羽打ちを実施します。雨水の排水について、敷地内溜桝から新設及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

山中推進委員

続きまして107番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。3月2日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、30cmから40cmの盛土造成を行います。隣地境界はコンクリートブロック高さ20cmを3段設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、隣接農地の所有者3名のうち、1名につきましては所在不明のため、同意書が得られない旨の書類が添付されておりましたことを報告します。農地区分は、500m以内に駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続きまして108番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一時転用でボーリング調査を計画したものです。一時転用の期間は、転用許可後から4月末までです。転用申請地も含め、JR河崎口駅から半径300m以内の区域において、現在、住宅系地区計画の計画がなされており、大型店舗の出店も計画に上がっていることから、適している場所かどうか地質調査が必要となったため、ボーリング調査を行うものです。3月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用し、やぐらを組んで、ボーリング機械を設置します。調査終了後は、地ならしを行い、現状復旧します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。米川土地改良区の意見書を確認しております。また、隣接耕作者及び実行組合の同意書として、地区計画の関連で、開発行為の施行等に関する同意書が参考資料として添付されております。農地区分は、300m以内に駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして109番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、

一般住宅を計画したものです。3月5日に大縄農業委員、山中推進員と現地確認を行いました。造成計画は、整地のみ行います。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。自治会長の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

108番は、これはスーパーが出て来るということを前提としたボーリング調査ですか。そういう事ですね。

事務局（石田主任）

おっしゃるとおりでして、今回は一時転用で出てきておりますが、実際は本申請といいますか地区計画としての申請は4月以降に出てくるという事で伺っておりますので、地区計画の転用の審議につきましてはその際にまた改めてよろしく願いいたします。

田中農業委員

現時点では詳しいというか内容は分からないですか。

事務局（石田主任）

JR河崎口から300m以内で、住宅が25から30区画と併せて大型店舗も計画をされているというふうには聞いております。実際に農地転用に係る資料はまだ出てきておりませんので、情報としてはここまでになるかと。

田中農業委員

分りました。

森中推進委員

106番の議案について、事務局の方に考え方をお尋ねしたいと思います。転用目的が一般住宅と進入路ということで、これは売買になっているんですね。農地区分が第1種農地だということで、この第1種農地を一般住宅と進入路という事で受けたというものの考え方を、ちょっとどういう事に基づいてどのような考え方でこれを受けたのか、そのへんを聞きたい。

事務局（石田主任）

106番の案件につきましては、第1種農地で原則は農地転用不許可の場所になります。住宅につきましては、例外規定の中に、集落に接続している場合は許可できるというものがございますので、それに則って今回進めております。以上です。

森中推進委員

特例であるということだけでも、基本的には第1種農地というのは住宅は駄目ですよというのがあるけども、集落については第1種農地でもいいということか。そのへんの、住宅の距離感覚的なものは。

事務局（石田主任）

距離等につきましては、その都度許可権者である県の方と、集落接続とみなしていいかという確認を行っておりまして、特段何メートル以内というものはございません。

森中推進委員

この案件も県と協議して、ここなら第1種農地でもいいという事になったわけか。

事務局（石田主任）

そうです。

森中推進委員

分りました。

議長（田邊会長）

よろしいですか。その他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号111の高島についてですが、この案件は、私の担当地区で、担当委員として説明を行いたいと思いますので、議長を会長職務代理者に代わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（角会長職務代理者）

この案件につきましては、会長職務代理者の角が議長を務めさせていただきます。それでは、番号111の高島について審議いたします担当委員さんから説明をお願いします。

田邊農業委員

111番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場の施設拡張を計画したものです。申請地の周辺は既に日吉津土建の土砂置場や太陽光施設などに囲まれている状況でして、形状的にも耕作は困難な農地であります。地権者、周辺事業者で協議し、有効活用してもらおうという話しになったものです。なお、隣地の法定外公共物のいわゆる青線、水路敷地になっている部分も用途廃止し払い下げを受け一体で利用する計画です。3月4日に田邊農業委員、森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土は15cmから50cm行い、砂利を敷く計画です。雨水の排水について、水路側に雨水や土砂など流入しないように路面勾配を5%程度取り、また、既存施設と申請地を繋げることから新たな1m×1mの浸透柵を設置いたします。汚水の発生については、発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願います。

議長（角会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長を田邊会長に代わっていただきと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（田邊会長）

続きまして、番号112の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

112番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場の施設拡張を計画したものです。本件は、昨年11月に農振除外の意見聴取案件がありましたものです。3月4日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土は45cmから120cm行い、アスファルト舗装を行います。擁壁は90cmから110cmの高さのものを敷設します。雨水の排水について、北側に15cm×15cmの新設側溝を設置し、北向きに3%下がる勾配を取り、雨水を流すということがございますし、また、たまたまここが機械などを使っているような関係上、分離槽も2ヶ所設けまして既存の道路側溝へ流すという事がございます。周囲には高さ2mのフェンスで囲むということがございます。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、佐陀川右岸土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号113の淀江町佐陀から番号114の淀江町高井谷について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

富田農業委員

113番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅の建築を計画したものです。2月26日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土最高40cm行います。擁壁はコンクリートブロックを12cm×2段と3段積みを設置します。雨水の排水について、敷地内に設置した溜桝から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生について、公共下水道へ接続します。隣接耕作者の同意を確認しています。申請地は実行組合がなく道路側溝へ流す計画のため、自治会の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

田中推進委員

114番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。申請地は高井谷集落の北側でございます。1049平方メートルの内の487.03平方メートルという事で、市道に面した西側の部分にあたります。転用目的

は、一般住宅の建築を計画したものです。申請者の祖父が所有している土地に孫が使用貸借で建築するというものでございます。2月25日に富田農業委員、田中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土と切土を最高15cm行います。擁壁はコンクリートブロックを15cm×2段で囲み、北側は土羽打ちにします。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生について、農業集落排水へ接続します。実行組合の同意、淀江宇田川地区土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は申請者の土地のため不要です。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について特段問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、15ページ、議案第5号をお願ひします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の（3）のウの規定により議決を求めます。それでは、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

議案第5号の非農地認定議案について説明します。机の上に、資料として航空写真を置いていますので、ご参照ください。それでは、番号1から番号10まで一括して説明します。写真で見えていただいてもおわかりいただけると思ひますが、現況も全て山林の様相を呈しています。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願ひいたします。説明は以上です。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

関本農業委員

補足説明します。泉については、3月3日に関本農業委員と尾坂推進委員、事務局で現地確認をしております。現況は、写真で見てもわかりますとおり、山林と認定して問題ない状態でしたので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続きまして、17ページをお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは、18ページ、番号1の榎原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

番号1について説明します。詳細は議案のとおりです。場所については画面をご覧ください。申請人は、現在、市内の借家に妻と子供2人の4人で居住しておりますが、近々、第3子が誕生し手狭になるため、広い借家への転居を検討したが、意に沿うものがなく、新築する

ことを計画されました。様々な事情により、両親の居住地の近くの土地を探しましたが、適した土地がなく、やむを得ず申請人の父の所有地である当該申出地を住宅用地として利用するため、農振農用地区域の変更申出があったものです。市の考え方としましては、当該申出地は、既存集落内にある両親の自宅近くに位置し、農振農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件を満たすことから、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断しております。以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

大塚推進委員

詳細につきましては先程ご説明があったとおりですし、議案書のとおりです。3月2日に南部ブロックの成実の岩佐農業委員、五千石の生田農業委員、尚徳の田子農業委員、尚徳の大塚推進委員と事務局の6名で現地を確認しております。併せて雨水の水路放流の同意書並びに土地改良区の意見書を確認しております。先程ありましたけども、小学校のすぐ横で尚徳公民館のすぐ横という所でございます。内容につきまして、特に利用計画の変更について問題は無いと判断いたしましたので、よろしく願いをいたします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、21ページ、議案第7号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、24ページ番号3-1から35ページ番号3-43を一括して審議します。番号3-41から番号3-42は、関係者の大縄委員は、議事に参与できません。番号3-43は、関係者の富田委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

24頁番号3-1は、再設定です。

番号3-2から番号3-3は、新規設定です。

番号3-4から25頁番号3-5は、再設定です。

番号3-6は、新規設定です。

番号3-7から26頁番号3-10は、再設定です。

番号3-11から27頁番号3-14は、新規設定です。

番号3-15から番号3-16は、再設定です。

番号3-17から28頁番号3-18は、新規設定です。

番号3-19は、再設定です。

番号3-20は、新規設定です。

番号3-21から32頁番号3-33は、再設定です。

33頁番号3-34は、新規設定です。

番号3-35から35頁番号3-43は、再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

24ページ番号3-1から34ページ番号3-40について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号3-41から番号3-42について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、35ページ番号3-43について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、38ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号3-1から42ページ番号3-13までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。38ページ番号3-1から42ページ番号3-13まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので8件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替1件、Dは期間満了による更新で4件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、44ページ、議案第8号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、45ページ番号1から47ページ番号13までを一括審議します。番号12は、関係者の泉委員は、議事に参与できません。番号13は、関係者の公本委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の括弧書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。45ページ番号1から47ページ番号13は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

45ページ番号1から47ページ番号11について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号12について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号13について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

50ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、51ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、52ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、2件を受理しています。

次に、53ページの非農地現況証明について、6件を証明しています。

次に、54ページの農地等の現況に係る回答書について、鳥取地方裁判所米子支部に対して、1件回答しています。

次に、55ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局米子支部に対して、1件回答しています。

次に、56ページの農地転用現況確認書交付について、6件を交付しています。

次に、57ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、58ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

関本農業委員

先程の賃金の改定の時に質問したんですが、運営特別部会の規約なりそういうのは無い訳でしょ。

事務局（宅和事務局長）

無いです。

関本農業委員

やっぱりこういうのは、規約なり、それなりのものを作ってですねえ、部会長を誰にするか互選にして、また副会長を現時点の会長なり代行者ではない一般にするとか、そういうような規約なりを事務局の方で整理していただいて、法律の事は分かりませんので、農業委員会の中に規約としていいのか分かりませんが、そのへんの事をちょっと勉強していただいて、ちゃんと組織的にちゃんとしたものを作るべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（田邊会長）

今、関本委員から運営特別部会の規約を作ったらどうかという事ですが、皆さんの方で何かございませんか。

森中推進委員

この標準賃金の協議会というのは、どうやってできたか分らんけども、これを作るにあたって運営特別部会に規約をつくらなきゃいけないという事なのか、今関本委員が言われるように、会長が議長を兼務するというその事がおかしいという事で規約をつくらなきゃいけないと

いう事なのか、そのへんは会長が議長になるという事で今回はそういう事で会長が議長をしたんですが、以降はですね、その議長を誰がするかをですね、規約が有る無しにかかわらず、そういう事なら意見を出して、議長を選出して進行すると。そのへんがどういった経過の中で運営特別部会になったのかというがあるので、規約が果たして必要なかどうかとの事について、という事ですけども、どんなものでしょうかな。そこまで必要でしょうかと思って。

関本農業委員

私は作るべきだという意見なんです。農業委員会という公的な組織の中で、部会があるかないか分らんような、そのうち出来てしまつて、何かやってもらおうと。ちゃんと組織としてしっかりしたものを作るべきじゃないかという事です。推進委員は何名で農業委員は何名とか、この部会は例えば総会に先立って賃金とか大きな問題があるならばそこで議論するなり、そういう後ろ盾というんですか、ちゃんと整備すべきだという意味です。

議長（田邊会長）

関本委員が言われるのは、議長を誰にするかということよりも、会則を作ったらどうかという事ですね。

関本農業委員

そういう事です。議長は後の問題です。部会長は互選したり。

議長（田邊会長）

例えば、農業委員が何名、推進委員が何名というような規約を作って欲しいという事ですね。

関本農業委員

作るべきじゃないかなと

議長（田邊会長）

関本委員の意見は分かりました。他にこれに対して意見はありませんか。

田口推進委員

それやるんだったら広報部会委員とかもある。今までずっとそんなもの無しでやってきているんだから、皆が相談して決めて、我々の中では決めにくいから運営部会を作って案を練って、それを総会に持って出て、そこで意見を聞いて良いか悪いか決めてやってるわけだから、そのうえに規約作ってどうのこうのって、たいして権限もありゃせんのに、そげなもんいらんと思うわ。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

森中推進委員

組織を作ったというのは、この協議をするということについて、今の農業委員、県なりの他のメンバー、協議会長なりになっていると思うけれど、そのへんで内規的なものは無いわけか。

事務局（宅和事務局長）

内規的なものは何もございません。この場の会議で次はどうしようという話をもって、また次の年の会議というような形になっております。どなたを呼ぶかとかそういうような話も出て来ております。

議長（田邊会長）

どうでしょう、皆さん。

関本農業委員

事務局に伺うんですが、広報部会というのがあるわけでしょ。それはどのような位置付けでなんですか。

事務局（宅和事務局長）

広報部会にしても運営特別部会にしてもそうなんですが、任意の部会でございます。法的なものでは何もありませんので、何かやる時に部会を作って専門的にやろうかということでスタートしているものだとは認識しております。

議長（田邊会長）

皆さん他に意見はございませんか。最終的には皆さんの意見を聞いたうえで決定したいと思いますけども、皆さんの方で出してもらったら。

井田農業委員

私は別に規約を作っていないとかっていう問題ではなく、この農業委員や推進委員が出来た中で皆さんの中から特別委員というのを選んで、私達の代表が、それによって作業や今の問題、そういうものを各地区から持ち寄ったものを事務局が集計して、それを特別委員会にかけて、これが妥当ではないかという金額を出しておられるんですので、そういう格好に今まで通りにしたらいいというふうに私は思います。

議長（田邊会長）

他にございませんか。そういたしますと、今作るべきだという意見と、それから無くても良いという意見がありましたけども、これで採決とってもよろしいですか。

角会長職務代理者

今私は職務代理という事ですけども、広報委員もやっているんですね。広報委員というのは7月に新しく農業委員、推進委員になった時に、農業委員に中から4名、推進委員から4名選んで8人で広報委員をしまして、たまたま昨年の7月の時に私が広報部会長という事でなったんですけども、これは広報誌を年2回作るというためだけの部会という事でやっています。それと運営特別部会というのは、これは毎年交代という事で、これも規約が無く慣例という事で農業委員が4名、推進委員4名ということで、この農業委員はですね、認定農業者、中立、その他で選ばれていて、運営特別部会は総会に関して何か検討する事があれば審議するという事です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、意見がそれぞれ出ましたけれど、決をとりたいと思います。

この規定を作るべきだという方は、挙手をお願いします。

(挙手2名)

作らなくて良い、今のままでいった方が良いという方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

そうしますと、挙手多数という事で、今まで通りの方法で進めさせていただきます。また何かありましたら、次年度以降また検討してやってください。とりあえず今回はそのかたちで決定します。

その他に何かありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

4月8日（金）13時30分から、401会議室議室におきまして、4月定例総会を開催予定としております。

次に、3月の農地相談は、中止とさせていただきます。

4月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。

次に、3月分の活動実績報告書ですが、県補助金の報告締め切りもあることから、

4月1日（金）までにご提出いただきますと助かります。

次に、お配りしております農業委員会による最適化活動の推進等について説明します。これまで、A4横用紙で活動日に○印を付けていただいていたご提出いただきました活動記録簿につきましては、国の法改正によりまして、活動内容をより具体的に記入していただく様式への変更指定がありました。記入要領の太枠の中の活動が最適化活動となっております。農業委員会総会や転用の現地確認は太枠の外となっており、最適化活動とは別となっております。記入要領と、縦A4で、両面印刷で4日分記入できる様式を何枚か配布させていただきましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。用紙が不足してきた方は追加印刷いたしますので、総会の前などにご連絡ください。また、インターネットメールでの報告がさらに有効となると思われまますので、活用が可能な方はぜひお願いします。アドレスは事務連絡に記載してあります。何分新しい事であり、また、書くのが面倒くさくて出していないというお声も頂戴していますが、簡単な記載

でもかいませんので、積極的にご提出をお願いします。

次に、カラー印刷で、米子市農林課が行っている各種補助金等に関するお知らせを配布しています。米子市ホームページへの掲載や、農事実行組合への配布も行うと伺っております。

私からは以上です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第12回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時35分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員